

# 說 明 資 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

令和4年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数) …	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 交通用具の使用距離別職員数	41
第9表 職員数の推移	43
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	44
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和4年と平成24年との比較)	45

2	民間給与関係資料	
	令和4年職種別民間給与実態調査の概要	46
	第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
	第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	48
	第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	49
	その1 給与比較の対象職種	49
	その2 給与比較の対象外職種	57
	その3 再雇用者	59
	第15表 民間における初任給の改定状況	60
	第16表 民間における家族手当の支給状況	61
	その1 家族手当の支給状況	61
	その2 扶養家族の構成別支給月額	61
	第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	62
	その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の 支給状況	62
	その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	62
	第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	63
	第19表 民間における定年制の状況	64
	第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	64
	第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、 60歳で給与を減額している事業所における 60歳を超える従業員の年間給与水準	64
3	生計費関係資料	
	令和4年4月の標準生計費算定方法	65
	第22表 静岡市及び浜松市における 費目別、世帯人員別標準生計費	66
	第23表 家計指標の推移	67
4	労働経済関係資料	
	第24表 労働経済指標	69
5	本県職員の給与水準関係資料	
	第25表 ラスパイレス指数の全国順位	71
	第26表 平均給与月額による全国順位	71
	第27表 平均給与月額の状況	71
6	人事院勧告の概要	73

# 1 県職員給与関係資料

## 令和4年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査時期

令和4年4月1日

### (3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和4年4月1日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可の有効期間中の者（計1,342人）、再任用職員（1,177人）並びに臨時的任用職員（1,278人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）

ク 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）

#### (4) 調査事項

##### ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

##### イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和4年4月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和4年4月分として支給された額である。

#### (5) 調査方法

県知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

#### (6) その他

再任用職員について、第10表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和4年4月1日に在職する者について、第1表及び第9表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年静岡県条例第37号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,319 (6,363)	42.2 (42.3)	20.1 (20.2)	0.8 (0.8)	336,034 (337,172)	369 (343)	
研究職	337 (343)	43.0 (42.9)	20.1 (19.9)	0.9 (0.9)	392,142 (391,927)		
医療職(1)	24 (23)	44.9 (45.4)	20.6 (21.0)	0.5 (0.6)	462,839 (470,372)		
医療職(2)	280 (301)	40.7 (39.8)	17.5 (16.6)	0.6 (0.6)	343,394 (335,919)	1,874 (2,131)	
医療職(3)	108 (111)	38.7 (40.3)	16.1 (17.6)	0.2 (0.1)	321,854 (331,467)	1,021 (956)	
福祉職	114 (109)	38.2 (39.1)	15.4 (16.4)	0.8 (0.8)	314,672 (325,146)	39,947 (40,150)	
大学教育職	44 (45)	56.8 (55.3)	34.4 (32.9)	1.2 (1.2)	465,214 (459,689)		
高等学校等 教育職	6,451 (6,601)	43.1 (43.1)	20.3 (20.3)	0.8 (0.8)	369,081 (368,584)	4,109 (4,018)	13,295 (13,318)
中学校小学校 教育職	9,207 (9,385)	41.5 (41.7)	18.8 (19.0)	0.7 (0.7)	354,860 (355,076)	1,176 (1,066)	12,374 (12,397)
公安職	6,166 (6,173)	38.3 (38.2)	17.5 (17.4)	1.3 (1.3)	333,933 (332,697)	48 (47)	
全職	29,050 (29,454)	41.3 (41.4)	19.1 (19.2)	0.9 (0.9)	349,779 (349,829)	1,554 (1,498)	6,874 (6,935)

(注) 1 ( )内は、前年の調査結果である。

2 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特勤手当（へ勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特

## (令和4年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	4年4月 3年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,559 (8,786)	13,648 (13,617)	8,778 (8,659)	7,236 (7,035)	374,624 (375,612)	99.7	66,951 (66,711)	441,575 (442,323)
9,936 (10,397)	15,229 (15,151)	7,307 (7,180)	10,053 (10,633)	434,667 (435,288)	99.9	47,408 (47,697)	482,075 (482,985)
5,313 (6,478)	84,404 (86,403)	59,375 (63,170)	16,058 (15,465)	627,989 (641,888)	97.8	206,495 (222,899)	834,484 (864,787)
7,277 (7,266)	13,382 (12,910)	3,630 (3,610)	8,298 (8,228)	377,855 (370,064)	102.1	74,775 (54,193)	452,630 (424,257)
1,963 (1,653)	12,113 (13,006)	2,567 (2,668)	6,194 (4,065)	345,712 (353,815)	97.7	124,691 (105,340)	470,403 (459,155)
8,452 (8,472)	13,433 (13,829)		11,357 (11,887)	387,861 (399,484)	97.1	84,063 (89,083)	471,924 (488,567)
11,159 (11,256)	18,173 (17,960)	14,814 (14,484)	9,032 (9,387)	518,392 (512,776)	101.1	32,799 (29,208)	551,191 (541,984)
9,156 (9,111)	14,781 (14,746)	3,481 (3,399)	8,074 (7,718)	421,977 (420,894)	100.3	28,643 (27,773)	450,620 (448,667)
7,728 (7,778)	14,123 (14,127)	5,594 (5,522)	6,000 (5,793)	401,855 (401,759)	100.0	16,760 (16,118)	418,615 (417,877)
13,540 (13,404)	13,336 (13,318)	2,418 (2,409)	6,620 (6,805)	369,895 (368,680)	100.3	86,891 (89,970)	456,786 (458,650)
9,466 (9,483)	14,059 (14,042)	5,169 (5,099)	6,965 (6,815)	393,866 (393,701)	100.0	46,963 (46,682)	440,829 (440,383)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別  
別手当

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		103 (106)	47.1 (47.4)	28.9 (29.2)	0.8 (0.8)	315,470 (320,336)	3,163 (2,739)	
企 業 職		120 (120)	46.3 (46.5)	24.2 (24.4)	1.1 (1.0)	361,546 (363,206)		
静岡がんセンター	事 業 職	74 (69)	39.7 (40.1)	16.5 (16.9)	0.6 (0.8)	319,020 (320,164)		
	研 究 職	5 (5)	46.8 (45.8)	22.8 (21.8)	1.8 (2.0)	465,209 (446,196)		
	医 療 職 (1)	176 (160)	45.7 (46.4)	22.0 (22.7)	1.6 (1.7)	507,613 (517,557)		
	医 療 職 (2)	183 (175)	38.6 (38.3)	16.0 (15.8)	0.7 (0.8)	323,871 (322,827)		
	医 療 職 (3)	650 (643)	37.4 (37.0)	15.0 (14.5)	0.4 (0.4)	315,283 (312,417)	9,890 (9,877)	
	任期付企業研究員	10 (7)	62.6 (63.6)			458,199 (473,643)		
全 職		1,321 (1,285)	40.6 (40.4)	18.0 (17.9)	0.7 (0.7)	348,173 (346,588)	5,113 (5,169)	



扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	<u>4年4月</u> <u>3年4月</u>	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,850 (9,269)	12,706 (12,868)		4,880 (4,401)	345,069 (349,613)	98.7	28,252 (27,986)	373,321 (377,599)
12,267 (11,583)	14,723 (14,172)	8,850 (8,260)	5,038 (4,419)	402,424 (401,640)	100.2	62,112 (73,748)	464,536 (475,388)
6,730 (8,268)	12,782 (12,885)	4,157 (5,422)	8,655 (7,796)	351,344 (354,535)	99.1	99,313 (97,956)	450,657 (452,491)
18,900 (20,200)	17,911 (17,256)			502,020 (483,652)	103.8	103,571 (103,622)	605,591 (587,274)
17,207 (17,784)	84,964 (86,746)	6,205 (6,825)	7,653 (7,084)	623,642 (635,996)	98.1	706,332 (711,937)	1,329,974 (1,347,933)
8,150 (8,391)	12,337 (12,309)	1,412 (1,477)	5,763 (5,898)	351,533 (350,902)	100.2	71,501 (70,942)	423,034 (421,844)
4,862 (4,417)	12,241 (12,119)	825 (834)	7,737 (7,863)	350,838 (347,527)	101.0	80,976 (77,559)	431,814 (425,086)
	16,953 (17,524)			475,152 (491,167)	96.7	28,597 (39,609)	503,749 (530,776)
8,067 (7,936)	22,293 (21,781)	2,465 (2,531)	6,948 (6,814)	393,059 (390,819)	100.6	157,873 (152,191)	550,932 (543,010)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,319 (6,363)	21.7 (21.6)	4,873 (4,882)	77.1 (76.7)	136 (145)	2.2 (2.3)
研究職	337 (343)	1.1 (1.2)	330 (336)	97.9 (98.0)	1 (1)	0.3 (0.3)
医療職(1)	24 (23)	0.1 (0.1)	24 (23)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	280 (301)	1.0 (1.0)	262 (283)	93.6 (94.0)	18 (18)	6.4 (6.0)
医療職(3)	108 (111)	0.4 (0.4)	106 (108)	98.1 (97.3)	2 (3)	1.9 (2.7)
福祉職	114 (109)	0.4 (0.4)	110 (102)	96.5 (93.6)	1 (2)	0.9 (1.8)
大学教育職	44 (45)	0.2 (0.1)	42 (43)	95.5 (95.6)	2 (2)	4.5 (4.4)
高等学校等 教育職	6,451 (6,601)	22.2 (22.4)	6,180 (6,326)	95.8 (95.8)	213 (218)	3.3 (3.3)
中学校小学校 教育職	9,207 (9,385)	31.7 (31.9)	8,926 (9,085)	96.9 (96.8)	281 (300)	3.1 (3.2)
公安職	6,166 (6,173)	21.2 (20.9)	2,836 (2,794)	46.0 (45.3)	37 (39)	0.6 (0.6)
計	29,050 (29,454)	100.0 (100.0)	23,689 (23,982)	81.5 (81.4)	691 (728)	2.4 (2.5)

(注) ( ) 内は、前年の調査結果である。

## (令和4年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,288	20.4	22	0.3	4,123	65.2	2,196	34.8
(1,310)	(20.6)	(26)	(0.4)	(4,219)	(66.3)	(2,144)	(33.7)
6	1.8			274	81.3	63	18.7
(6)	(1.7)			(274)	(79.9)	(69)	(20.1)
				17	70.8	7	29.2
				(16)	(69.6)	(7)	(30.4)
				135	48.2	145	51.8
				(144)	(47.8)	(157)	(52.2)
				6	5.6	102	94.4
				(7)	(6.3)	(104)	(93.7)
3	2.6			58	50.9	56	49.1
(5)	(4.6)			(55)	(50.5)	(54)	(49.5)
				41	93.2	3	6.8
				(41)	(91.1)	(4)	(8.9)
57	0.9	1	0.0	3,589	55.6	2,862	44.4
(56)	(0.9)	(1)	(0.0)	(3,705)	(56.1)	(2,896)	(43.9)
				4,533	49.2	4,674	50.8
				(4,675)	(49.8)	(4,710)	(50.2)
3,293	53.4			5,567	90.3	599	9.7
(3,340)	(54.1)			(5,583)	(90.4)	(590)	(9.6)
4,647	16.0	23	0.1	18,343	63.1	10,707	36.9
(4,717)	(16.0)	(27)	(0.1)	(18,719)	(63.6)	(10,735)	(36.4)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1						1				12
2										1
3			2							
4		1								
5			2							
6		1	3							
7		2	6					1		
8		20	12							
9	10	9	10						1	
10		5	24	1					2	
11		4	4							
12	7	148	25					1	5	
13	2	6	6	1					14	
14	2	12	87						8	
15	1	5	11	1					2	
16	4	153	16	2					5	
17	3	14	9						1	
18	1	12	35	1						
19	1	16	11	1				3		
20	4	36	37	4				3		
21	1	9	11	2				1		
22	3	134	87	12				4		
23	2	4	6	9				6		
24	5	39	28	8				3		
25		7	8	5				7	1	
26	2	88	76	26				8		
27		8	12	12				13		
28	7	8	36	22				12		
29	134	5	17	7				14		
30	4	5	53	26				5		
31		2	23	5			5	3		
32	109	2	38	25			63	1		
33	13	4	7	12			12			
34	10	2	68	25			14	1		
35	3	3	20	8			33			
36	133	3	24	22			9	2		
37	22	3	8	9		1	8	1		
38	12	2	44	20			12	1		
39	3		17	11	1		6	1		
40	11	3	20	37	1		7			
41	1		6	35			5			
42	4	3	30	26						
43		2	11	18	1	1	6			
44	10	2	14	25			1			
45		2	2	31			3			
46	2	1	8	12	1	2	3			
47	2	3	1	14	1	2				
48		1	5	40	2		1			
49			3	27	2	1	1			
50		1	4	24	4	23				
51	1	1		15	7	46	2			
52		1	3	51	8	25				
53			2	34		50	2			
54			3	19	10	62				
55			4	23	5	84				
56			3	57	8	30	1			
57			3	34	11	20	1			
58		1	2	45	12	30				
59			2	44	11	35				
60			2	33	15	41				
61				24	7	17	1			
62			1	30	14	28				
63		1	1	27	20	17				
64			1	18	10	31				

## (令和4年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65		1	1	17	23	23				
66		1	2	31	23	15				
67		1		33	28	14				
68		1	4	21	40	21				
69		1	4	26	40	14				
70			3	20	23	9				
71			3	31	15	10				
72		1	3	21	33	6				
73			2	18	29	7				
74				23	28	16				
75			2	32	30	7				
76			1	25	27	7				
77			3	16	33	8				
78				15	23	10				
79			1	24	22	5				
80			1	11	25	4				
81			2	11	27	5				
82			2	19	26	6				
83			1	26	34	6				
84				9	17	11				
85				11	20	94				
86			1	9	20					
87			2	12	15					
88			4	13	12					
89				2	14					
90			3	3	13					
91			2	7	14					
92				7	8					
93				7	48					
94			2	3	58					
95			2	6	19					
96			4	3	10					
97			4	5	22					
98				2	25					
99			3	11	17					
100			2	7	11					
101			2	35	49					
102										
103			1							
104										
105			1							
106										
107										
108			1							
109			1							
110										
111										
112			2							
113			17							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	529 ( 8.4)	800 ( 12.7)	1,103 ( 17.4)	1,592 ( 25.2)	1,072 ( 17.0)	845 ( 13.4)	235 ( 3.7)	91 ( 1.4)	39 ( 0.6)	13 ( 0.2)
									総計	6,319 ( 100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1			1			
2						
3						
4			3			
5		3	1	1		
6						
7						
8		2	4			
9		1	3			
10						
11						
12		3	1	2		
13			1			
14			1			
15						
16		1	10			
17		3	2			
18		1				
19						
20		10	4	2		
21		1	1	1		
22			3			
23		1		1		
24		6	1			
25			2	1		
26			2	1		
27			2			
28		3	5	1		
29			2	2		
30		1	2	1		
31			1	1		15
32		6	7			1
33			2			4
34			4	1		3
35						2
36		2	3			
37			2	2		
38			1	4		
39			2	5		2
40		1	1	2		
41			1	2		
42				3		2
43				2		1
44			1	3		
45		1		1		
46						
47						
48				3		
49				2		
50				5		
51				5		1
52				1		
53				2		
54				2		
55				1		
56				4		
57				2		
58				3		
59						
60						
61						
62						
63				1		1
64				1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65				1		
66				2		
67				3		
68				2		
69						
70				1	1	
71						
72				2		
73				99	1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		46 ( 13.6)	76 ( 22.6)	181 ( 53.7)	34 ( 10.1)	
					総計	337 ( 100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	3				
10					
11					
12	1				
13					
14					
15					
16	2				
17					
18		1			
19			1		
20		1			
21					
22					
23					
24				1	
25					
26					
27					
28					
29				1	
30		2			
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38		1			
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48				1	
49					
50					
51			1		
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68					
69				7	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	6 ( 25.0)	5 ( 20.9)	2 ( 8.3)	11 ( 45.8)	
				総計	24 ( 100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1				1			
2				1			
3							
4				1			
5							
6				1			
7				1			
8		1	1	6			
9							
10							
11			3				
12		1	8	1			
13						1	
14			1				
15			1	1			
16			3	9		1	
17				1	2	1	
18		8			2	1	
19						1	
20		7		3	2	1	
21						3	
22					5	2	
23				5		3	
24		9		3	1	2	
25					1	1	
26		1		1	2	6	
27		1		2	1	2	
28				3	2	2	1
29				1	2	1	2
30				1	2	2	1
31					1	1	6
32				5	2		2
33				2	2	1	1
34		1	1	3	1	5	
35				3	1	1	
36				3		2	3
37			1			5	3
38					1	2	2
39							1
40					2		1
41						1	1
42						1	3
43						2	4
44						1	
45						3	
46						4	
47						2	
48						2	1
49						1	
50						2	
51							
52			1			3	
53						1	
54							
55						1	
56						1	
57				2		3	
58						2	
59			1			2	
60							
61							1
62							
63						2	
64						1	
65						1	
66						5	
67						1	
68						2	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70				1		1	
71					1	1	
72							
73						8	
74							
75							
76							
77			1				
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87				1			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		29 ( 10.3)	22 ( 7.9)	62 ( 22.1)	33 ( 11.8)	101 ( 36.1)	33 ( 11.8)
						総計	280 ( 100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6				1			
7							
8							
9							
10				3			
11							
12							
13							
14			3	2			
15		7	2				
16							
17							
18		6	4				
19			2				
20							
21							
22		5			1		
23		1					
24							
25				1	1		
26		2		1	1		
27							
28							
29							
30		5		4			
31							
32							
33							
34		5					
35			1				
36							
37							
38				1			
39							
40							
41							
42				1			
43							
44					1		
45						6	
46						1	
47							
48					1		
49							
50						2	
51							
52						1	
53							
54					2		
55					1		
56					1	1	
57					1		
58							
59					1		
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66					1		
67					1		
68							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70							
71						1	
72							
73							
74							
75							
76						1	
77						1	
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86						2	
87							
88						3	
89							
90							
91							
92							
93							
94						1	
95							
96						2	
97						16	
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		31 ( 28.7)	12 ( 11.1)	14 ( 13.0)	40 ( 37.0)	11 ( 10.2)	
						総計	108 ( 100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		2				
13		1				
14						
15		1				
16		3				
17		2				
18						
19						
20		4				
21		1				
22						
23						
24		2				
25	5					
26		1				
27						
28	2	2				
29						
30						
31						
32	4	6				
33	1					
34						
35		1	1			
36		2				
37		2				
38		1		2		
39						
40		1				
41				2		
42						
43				1		
44		1				
45			1	2		
46		1	1	1		
47			1	1		
48		2				
49		1				
50			1			
51						
52				2		
53		1		1		
54				1		
55				1	1	
56		1				
57		1		1		
58		1		2		
59				2		
60				1		
61		1		1	1	
62					1	
63				2		
64		1		1		
65						
66					1	
67				1		
68				1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69						
70				1		
71				1		
72						
73		1				
74						
75						
76						
77						
78				1		
79						
80				1		
81					1	
82				1		
83				1		
84				1		
85						
86				1		
87				1		
88				1		
89				1		
90						
91				2		
92		1				
93		1				
94						
95						
96						
97		1		4		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105		1				
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121		1				
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						



職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	12 ( 10.5)	49 ( 43.0)	5 ( 4.4)	43 ( 37.7)	5 ( 4.4)	
					総計	114 ( 100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				1
26				
27				
28				
29				
30				2
31				
32				
33				
34				
35				1
36				11
37				3
38				
39				
40				
41				
42				1
43				1
44				
45		1		
46		1		
47				
48		2		
49				
50		2		
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58			2	
59		1		
60				
61				
62		1		
63				
64		1		
65				
66				
67				
68				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70			2	
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92			1	
93				
94			1	
95				
96				
97			2	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113		4		
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計		13 ( 29.6)	10 ( 22.7)	21 ( 47.7)
			総計	44 ( 100.0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	2	71		
6				
7				
8	1	68		
9		15		
10		3		
11		3		
12	1	78		
13		17		
14		12		
15		9		
16		27		
17		29		
18	3	64		
19		8		
20		38		2
21		16		
22	3	92		
23		7		
24		33		
25		25		
26	2	89		2
27		15		3
28	1	33		6
29		24		9
30	1	95		5
31		8		17
32	1	34		6
33	1	38		5
34	2	104		8
35	1	13		8
36	5	32		9
37	2	27		3
38	3	78		3
39	1	15		6
40	4	27		6
41	3	33		10
42		10		1
43	2	8		1
44	1	68		
45	2	22		
46	4	29		
47		16		
48		17		
49		10		
50	2	89		
51		10		
52	3	37		
53	2	36		
54		68		
55		12		
56	2	40		
57		25	4	
58	1	87	11	
59		7	17	
60		7	11	
61	3	6	16	
62	2	7	21	
63		10	9	
64		22	10	
65		32	18	
66	2	60	6	
67	1	14	4	
68	1	27	12	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69	1	38	9	
70	3	67	11	
71	1	22	12	
72	1	28	8	
73	4	38	8	
74	2	10	5	
75	2	7	15	
76	3	10	2	
77		13	12	
78		18	8	
79	1	9	11	
80		50	4	
81		23	4	
82	3	30	5	
83	1	37	1	
84	2	50	3	
85	1	17	1	
86	4	29		
87		38		
88		62		
89		22		
90		48		
91	4	51		
92		63		
93	1	37		
94	1	41		
95	1	51		
96	1	59		
97	2	31		
98	2	39		
99		35		
100	1	49		
101	1	32		
102		38		
103	1	48		
104	1	63		
105		29		
106	1	41		
107		38		
108	1	57		
109	1	34		
110		49		
111		33		
112		48		
113		29		
114		42		
115		46		
116	1	18		
117	1	66		
118	1	37		
119		46		
120	1	43		
121		64		
122		42		
123		52		
124		28		
125		46		
126		31		
127		57		
128		50		
129	1	59		
130		30		
131	1	33		
132		33		
133		55		
134		26		
135		36		
136		47		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		57		
138		40		
139	1	80		
140		102		
141		90		
142		134		
143		166		
144		136		
145	2	118		
146		106		
147		113		
148		59		
149	1	54		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157	1			
計	124 ( 1.9)	5,959 ( 92.4)	258 ( 4.0)	110 ( 1.7)
			総計	6,451 ( 100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13					
14		1			
15		1			
16					
17		169			
18					1
19		2			
20		168			1
21		27			7
22		14			21
23		9			50
24		183			35
25		29			41
26		17			36
27		18			31
28		51			27
29		19			15
30		164			18
31		13			15
32		70			18
33		27			22
34		188			20
35		21			23
36		70			18
37		26			14
38		188			14
39		10			10
40		37			9
41		32			6
42		206			1
43		9			1
44		79			2
45		27			
46		217			2
47		17			
48		37			3
49		48			2
50		176			1
51		14			2
52		34			
53		36			
54		18			
55		4			
56		132			
57		19			
58		47			
59		28	1	1	
60		19			
61		11			
62		165			
63		27			
64		48			
65		48	2		
66		137		1	
67		20			
68		50	1	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		54	2		
70		120	2	4	
71		4		3	
72		8	1	4	
73		15	3	5	
74		15		66	
75		16		13	
76		42		8	
77		36	2	40	
78		133	2	12	
79		16	1	12	
80		48	2	54	
81		40	4	12	
82		123	1	16	
83		23	5	14	
84		55	5	9	
85		45	5	12	
86		20	5	52	
87		5	8	9	
88		12	3	1	
89		9	7	5	
90		8	2	33	
91		15	2	6	
92		11	5	2	
93		104	3	18	
94		30	1	2	
95		44	7	5	
96		44	1	19	
97		105		5	
98		42	2	5	
99		46	3	11	
100		49	2	6	
101		74	3	3	
102		32		5	
103		45	1	3	
104		43		3	
105		95			
106		32			
107		50			
108		55	1		
109		69	5		
110		32			
111		9			
112		6			
113		5			
114		5			
115		54			
116		48			
117		57			
118		25			
119		30			
120		52			
121		64			
122		23			
123		41			
124		41			
125		44			
126		28			
127		42			
128		33			
129		39			
130		27			
131		38			
132		36			
133		23			
134		35			
135		22			
136		39			



職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		37			
138		49			
139		40			
140		37			
141		33			
142		52			
143		23			
144		44			
145		38			
146		47			
147		32			
148		41			
149		31			
150		48			
151		45			
152		37			
153		45			
154		83			
155		75			
156		101			
157		124			
158		129			
159		174			
160		233			
161		133			
162		124			
163		127			
164		84			
165		137			
計		8,161 ( 88.6)	100 ( 1.1)	480 ( 5.2)	466 ( 5.1)
				総計	9,207 ( 100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8			1							
9	78									
10		1								
11										
12	49	57				1				
13	9	1								
14		11	1							
15	5	3				1				
16	53	50	2	1						
17	8	96	1	1						
18	6	18	5	2						
19	5	15	2	1				1		
20		116	3		2	1				
21	2	12	1			1				
22	2	34	7	1	2	1				
23	1	12		2	1	1				
24	2	93	6	2	1					
25	2	12								
26	1	31	6	1	4	1				
27		14	2	1	1	3				
28	1	79	12	5	2	4				
29	1	12	2	2	3					
30		41	13	4	1				3	
31		18	2	2	3	1			3	
32		54	22	5	8	5	1		5	
33	1	10	4	1	4	2		1	11	
34		34	26	6	10				4	
35	1	16	8	3	4	1			3	
36	1	71	10	15	13	1			3	
37		12	5	5	3					
38		40	30	24	13	6				
39		17	8	3	16	2	1		3	
40		46	36	20	12	5				
41	1	14	7	12	16	3			1	
42		41	14	28	13	3				
43		14	6	9	11	6				
44		45	27	47	16	2	2			
45		8	11	12	19				1	
46		30	33	37	13	2	5	2		
47		9	13	18	17	1		21		
48		42	34	40	19	3		2		
49	1	10	5	23	14	3	1	5		
50		28	40	38	18	1	3	6		
51		22	9	11	11	3	4			
52	1	30	32	35	18	4	13			
53		18	5	25	15		9	6		
54		32	26	42	31	2	1			
55		14	3	13	24	6	22	4		
56		37	24	34	24	3	8	2		
57		14	8	26	23	1	9			
58		29	26	24	25	2	6	1		
59		21	18	28	18	1	7	3		
60		28	21	37	16	1	10	1		
61		8	10	21	27	1	9			
62		17	18	30	22	5	3			
63		12	3	26	9	2	9	2		
64		23	18	26	16	2	4	1		
65		9	6	28	13	1	4	3		
66		15	16	34	22	3	5			
67		11	7	25	14		10			
68		17	17	21	19	7	5			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		10	8	44	21	1	7			
70		19	17	21	14	4	2			
71		8	9	16	22	1	7			
72		8	15	19	15	6	3			
73		3	5	10	9	2	5			
74		2	9	11	16	5				
75		1	7	27	18		4			
76		3	8	27	18	2	1			
77		1	6	18	12	1	4			
78		2	5	12	17	1	3			
79			4	17	18	2	3			
80			5	8	14	3	2			
81			5	14	8	1	1			
82			3	18	18	1	2			
83			4	12	15	2	1			
84			2	22	6	1				
85			5	16	11	2	50			
86			1	16	15	1				
87			5	9	10	1				
88			4	12	9	4				
89			4	10	15	19				
90			2	15	13	6				
91			3	11	9	4				
92			4	8	13	2				
93			2	7	10	51				
94			2	9	10					
95			1	10	12					
96			2	15	11					
97			1	9	7					
98			1	6	13					
99			3	10	13					
100			1	4	20					
101				2	246					
102				7						
103			2	3						
104			2	9						
105			1	9						
106			1	13						
107			1	8						
108				7						
109				1						
110				3						
111				5						
112				3						
113				1						
114				6						
115			1	6						
116				14						
117				6						
118				10						
119				3						
120				6						
121				8						
122				8						
123				5						
124				5						
125				94						
126										
127										
128			1							
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
137 138 139 140										
141			1							
計	231 ( 3.8)	1,681 ( 27.3)	835 ( 13.5)	1,562 ( 25.3)	1,284 ( 20.8)	229 ( 3.7)	246 ( 4.0)	61 ( 1.0)	37 ( 0.6)	
									総計	6,166 ( 100.0)



第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	10				
19	7				
20	10				
21	7				
22	119	3			5
23	141	2		1	7
24	167	5	1	5	7
25	179	7	2	4	4
26	182	11	1	10	5
27	197	10		11	5
28	179	4	2	8	5
29	184	9		10	6
30	177	10		11	4
31	146	13	1	8	
32	137	6	1	6	1
33	148	7		4	4
34	131	7	2	12	2
35	135	16		9	2
36	115	10		11	3
37	98	10		4	
38	109	7	2	13	
39	90	4		9	
40	108	5		12	
41	122	8		11	1
42	151	10		9	3
43	146	10		10	2
44	119	10		6	
45	147	2		6	2
46	142	8		8	2
47	185	5		6	3
48	194	6	1	10	1
49	213	13	1	12	2
50	213	8		5	4
51	192	12		8	1
52	237	9		4	1
53	225	15		6	5
54	218	18		8	3
55	201	12		3	3
56	247	6		3	2
57	195	9	2	5	4
58	191	17		5	5
59	203	13	1	7	4
60			3		
61			1		
62	1		1		
63			1		
64					
65	1				
66～69			1		
70歳以上					
計	6,319	337	24	280	108

## (令和4年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
	人	人	人	人	人
		1		74	85
		2		54	63
				69	79
		4	1	73	85
5		62	152	166	512
2		92	212	178	635
4		114	243	159	705
6		137	273	159	771
5		158	279	147	798
4		168	319	155	869
4		169	296	150	817
7		183	268	158	825
4		160	289	173	828
1		143	245	201	758
3		150	240	177	721
1		171	256	194	785
2		170	236	206	768
5		135	223	199	724
3		124	249	200	715
1		142	245	205	705
2	2	139	219	206	699
4	1	159	213	193	673
6	1	151	188	192	663
1		164	192	192	691
3	3	144	195	196	714
2	1	162	170	186	689
4		160	174	175	648
4	1	174	162	164	662
4	1	177	171	142	655
2		199	194	137	731
1		200	220	128	761
4	1	230	220	154	850
5		185	190	118	728
4		164	199	91	671
	1	167	242	100	761
2		192	295	88	828
3	1	181	308	96	836
	4	206	285	84	798
		263	306	103	930
4	1	247	339	127	933
1	1	246	328	107	901
1	4	244	331	90	898
	3	5	6		17
		2	8		11
	3	2	6		13
	4		3		8
	5	1	3		9
	2	1	5		9
	3	1	8		13
	1		1		2
114	44	6,451	9,207	6,166	29,050

第5表 扶養親族数別職員数

(令和4年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知事	教委	警察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
					人
1人	806	2,067	934	3,807	1,363
2人	846	2,302	1,218	4,366	1,580
3人	469	1,306	1,092	2,867	1,974
4人	105	324	354	783	694
5人	10	42	43	95	86
6人以上	1	2	5	8	8
計	2,237	6,043	3,646	11,926	5,705

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっている者である。

第6表 管理職手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本庁	出先機関	受給者
1種	部長	部長	機関の長	52人
2種	局長	局長	機関の長	131人
3種	課長	課長	機関の長	342人
4種	課の参事	課の参事	機関の長、次長、参事	511人
5種			校長	298人
6種			校長、教頭	467人
7種			教頭	401人
8種			学校の部主事	89人
計				2,291人
受給者1人当たりの平均手当月額				円 65,548



第7表 住居手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 1,439	人 4,139	人 1,581	人 7,159
手当月額 13,000 円以下の受給者	2	6	1	9
13,100 円以上 30,000 円未満の受給者	467	1,855	633	2,955
30,000 円の受給者	970	2,278	947	4,195
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	円 28,552	円 28,025	円 28,492	円 28,234

配偶者等の居住 する借家・借間	受給者	人 7	人 1	人 6	人 14
	平均手当月額	円 15,000	円 15,000	円 14,000	円 14,571

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,554	人 15,261	人 5,799	人 25,614
交通機関等のみ利用者	2,347	571	815	3,733
交通用具のみ使用者	1,474	14,215	4,506	20,195
交通機関等・交通用具併用者	733	475	478	1,686
非受給者	730	1,595	1,111	3,436
計	5,284	16,856	6,910	29,050
受給者1人当たりの平均手当月額	円 23,981	円 10,301	円 14,705	円 13,730

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分		全額受給者	支給限度額 超過者	計
利用方法				
交通機関等 利用者	利用人員	3,554 人	179 人	3,733 人
	カバー率	95.2 %		
	平均運賃額	23,881 円	84,123 円	26,770 円
	平均手当月額	23,881 円	75,000 円	26,333 円
	充当率	100.0 %	89.2 %	98.4 %
交通用具 使用者	利用人員	20,195 人	0 人	20,195 人
	カバー率	100.0 %		
	平均所要額	8,815 円	— 円	8,815 円
	平均手当月額	8,815 円	— 円	8,815 円
	充当率	100.0 %	— %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員	1,479 人	207 人	1,686 人
	カバー率	87.7 %		
	平均所要額	40,395 円	86,675 円	46,077 円
	平均手当月額	40,395 円	75,481 円	44,702 円
	充当率	100.0 %	87.1 %	97.0 %
計	利用人員	25,228 人	386 人	25,614 人
	カバー率	98.5 %		
	平均所要額	12,789 円	85,492 円	13,885 円
	平均手当月額	12,789 円	75,258 円	13,730 円
	充当率	100.0 %	88.0 %	98.9 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が75,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が75,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当月額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

距離	使用区分		自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	平均使用 距 離
			人	人	人	人	km
2km 以上	3km 未満		588	126	1,294	2,008	2.0
3 "	5 "		479	286	3,111	3,876	3.5
5 "	10 "		147	346	6,100	6,593	6.8
10 "	15 "		27	130	3,396	3,553	11.7
15 "	20 "		4	76	1,875	1,955	16.8
20 "	30 "		2	71	2,052	2,125	24.0
30 "	40 "			18	976	994	33.6
40 "	50 "			6	357	363	44.1
50 "	60 "				191	191	54.1
60 km 以上のもの				1	222	223	70.3
計			1,247	1,060	19,574	21,881	12.0

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
368	81	1,158	1,607	220	45	136	401
365	203	2,932	3,500	114	83	179	376
118	285	5,922	6,325	29	61	178	268
26	124	3,352	3,502	1	6	44	51
4	75	1,865	1,944		1	10	11
2	71	2,026	2,099			26	26
	18	902	920			74	74
	6	187	193			170	170
		61	61			130	130
	1	43	44			179	179
883	864	18,448	20,195	364	196	1,126	1,686

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(令和4年職員給与等実態調査)

区 分	令和4年4月 (A)	平成24年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
知 事 部 局	5,326	5,457	△ 131	97.6
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,438	4,579	△ 141	96.9
うち医療職給料表関係	395	415	△ 20	95.2
教 育 委 員 会	16,914	23,949	△ 7,035	70.6
うち高等学校等教育職 給 料 表 関 係	6,428	6,284	144	102.3
うち中学校小学校教育職 給 料 表 関 係	9,207	15,896	△ 6,689	57.9
警 察 本 部	6,913	6,768	145	102.1
うち公安職給料表関係	6,166	6,015	151	102.5
企 業 局	120	116	4	103.4
が ん セ ン タ ー 局	1,098	820	278	133.9
計	30,371	37,110	△ 6,739	81.8

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、  
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第 10 表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和 4 年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	298			264	3	3	8	6	10	4	
研究職給料表	1			1							
医療職給料表(2)	12				12						
医療職給料表(3)	10				10						
高等学校等教育職給料表	360	7	351	2							
中学校小学校教育職給料表	496		495		1						
行政職給料表(2)	42	1	41								
合 計	1,219										
6 0 歳	381										
6 1 歳	323										
6 2 歳	256										
6 3 歳	160										
6 4 歳	99										

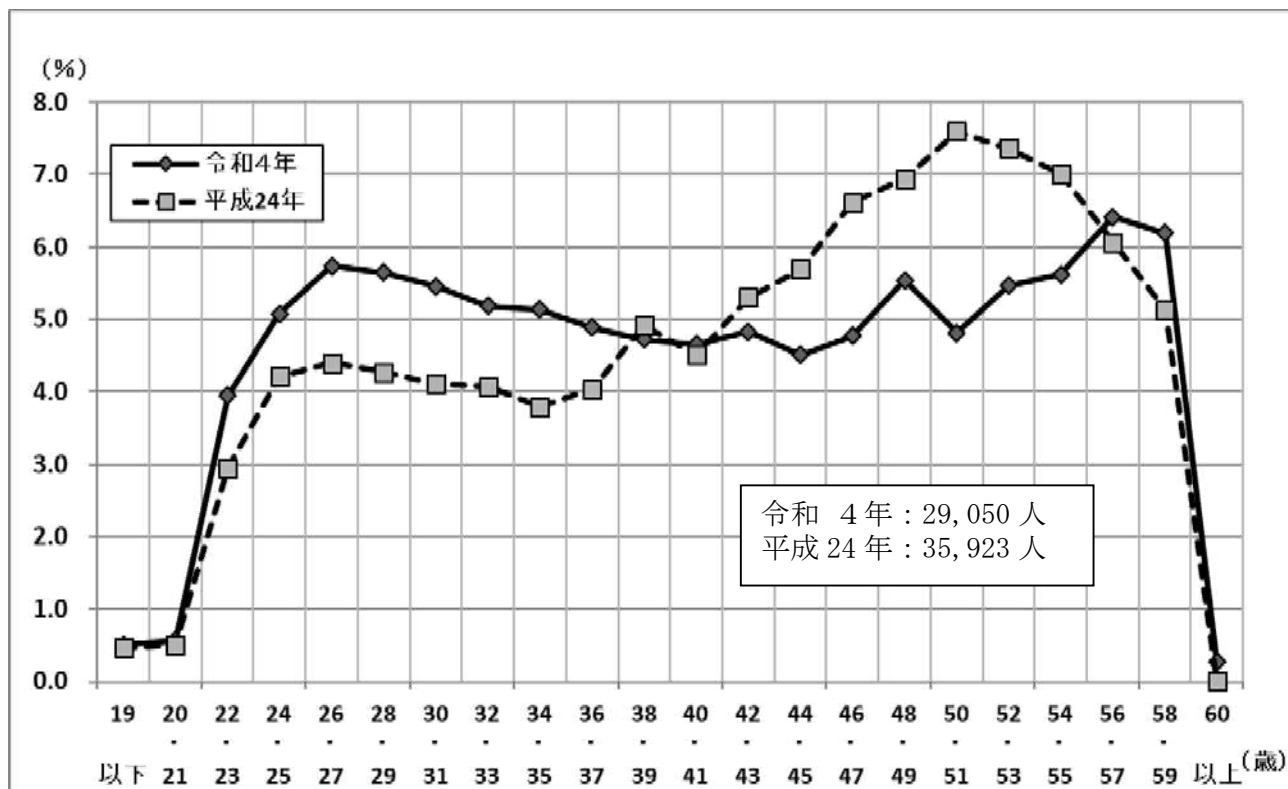
(注) 該当人員のいる給料表のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
行政職給料表	38			30	8	
医療職給料表(2)	1				1	
高等学校等教育職給料表	291		291			
中学校小学校教育職給料表	54		54			
公安職給料表	50				38	12
行政職給料表(2)	2	2				
合 計	436					
6 0 歳	91					
6 1 歳	104					
6 2 歳	64					
6 3 歳	89					
6 4 歳	88					

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和4年と平成24年との比較）

（令和4年職員給与等実態調査）





## 2 民間給与関係資料

### 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,699事業所

##### イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種及びその他の職種32職種の合計54職種

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により32層（静岡市9層、浜松市9層、政令市以外14層）に区分し、各層から447事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,397 人（行政職に相当する調査実人員 1,394 人）、初任給関係以外の調査職種 19,172 人（行政職に相当する調査実人員 18,763 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、117,327 人であり、行政職に相当するものは 113,815 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業計	事業所 383	事業所 75	事業所 39	事業所 58	事業所 153	事業所 58	事業所 9,688	事業所 1,730	事業所 1,212	事業所 1,126	事業所 3,955	事業所 1,665
農業、林業、漁業	1	0	0	0	1	0	25	0	1	0	9	15
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	27	6	3	1	9	8	774	138	69	87	252	228
製造業	213	31	23	42	82	35	4,273	558	557	532	1,902	724
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	55	10	7	7	22	9	1,814	360	236	173	736	309
卸売業、小売業	22	6	0	3	12	1	740	112	120	114	316	78
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	14	5	3	2	4	0	392	155	78	38	102	19
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	51	17	3	3	23	5	1,670	407	151	182	638	292

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 5 所、調査不能の事業所が 59 所あった。
- 2 調査対象事業所 447 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 5 所を除いた 442 所に占める調査完了事業所 383 所の割合（調査完了率）は、86.7%
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	239,256	240,656	* 218,000	* 225,178
		大学卒	209,105	210,159	204,396	* 200,400
		短大卒	182,080	* 182,300	* 180,897	—
		高校卒	170,895	170,971	171,169	* 168,312
	新卒技術者	大学院修士課程修了	237,261	237,988	* 216,721	—
		大学卒	208,447	210,964	201,102	209,774
		短大卒	186,786	* 177,503	* 194,931	* 191,606
		高校卒	171,394	171,505	170,963	* 172,999
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	237,641	238,475	* 216,868	* 225,178
		大学卒	208,840	210,442	202,664	207,392
		短大卒	184,997	180,131	* 191,975	* 191,606
		高校卒	171,180	171,249	171,029	171,147
その他	新卒研究員	大学卒	* 232,300	—	—	* 232,300
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「\*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。  
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額		(A) - (B)	備考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	37	53.4	729,849	2,805	727,044	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	21	52.5	732,200	4,706	727,494	
	短大卒	3	48.7	617,874	2,829	615,045	
	高校卒	13	56.6	769,548	224	769,324	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	27	53.0	701,139	3,305	697,834	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	17	54.0	737,348	3,588	733,760	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	9	51.2	638,761	3,112	635,649	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	574	52.7	628,381	2,642	625,739	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	431	52.3	633,784	2,318	631,466	
	短大卒	25	53.4	592,552	3,513	589,039	
	高校卒	117	53.8	618,524	3,566	614,958	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術部長	396	53.1	664,348	1,796	662,552	同上
	大学卒	275	52.8	679,369	1,259	678,110	
	短大卒	39	53.7	653,687	2,421	651,266	
	高校卒	81	53.5	618,331	3,384	614,947	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務部次長	213	52.8	616,958	5,477	611,481	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	178	52.5	629,826	5,806	624,020	
	短大卒	11	54.5	587,682	258	587,424	
	高校卒	24	53.5	557,592	6,136	551,456	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	81	51.1	579,450	6,944	572,506	同上
	大学卒	56	51.0	578,101	1,298	576,803	
短大卒	4	49.7	585,324	1,658	583,666		
高校卒	21	51.5	581,499	19,589	561,910		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	1,353	49.6	543,249	7,169	536,080	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	946	48.9	544,051	7,610	536,441		
短大卒	105	50.7	506,788	3,928	502,860		
高校卒	300	51.2	550,546	6,873	543,673		
中学卒	2	55.1	647,588	116	647,472		
技術課長	1,150	50.3	572,125	9,188	562,937	同上	
大学卒	716	49.5	574,832	5,674	569,158		
短大卒	104	52.4	587,884	10,058	577,826		
高校卒	330	51.4	561,423	16,242	545,181		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 「\*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

## (令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	591	48.3	493,113	38,546	454,567	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職（課長一係長間）	
	大 学 卒	432	47.6	505,238	40,937	464,301		
	短 大 卒	64	50.9	451,698	24,988	426,710		
	高 校 卒	95	49.3	469,713	37,452	432,261		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	505	49.6	554,224	43,627	510,597		同 上
	大 学 卒	352	48.6	560,976	36,944	524,032		
	短 大 卒	51	54.5	569,514	63,537	505,977		
	高 校 卒	100	51.0	513,604	58,114	455,490		
	中 学 卒	2	54.6	734,335	149,709	584,626		
	事務係長	1,403	44.9	438,847	58,756	380,091		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	899	43.1	434,001	58,997	375,004		
	短 大 卒	141	49.1	414,463	53,012	361,451		
	高 校 卒	359	48.2	460,533	59,466	401,067		
	中 学 卒	4	51.0	589,450	137,296	452,154		
	技術係長	1,333	44.9	513,290	96,726	416,564	同 上	
	大 学 卒	723	42.7	513,441	101,289	412,152		
	短 大 卒	137	48.0	489,626	81,285	408,341		
	高 校 卒	454	48.1	512,368	90,159	422,209		
	中 学 卒	19	52.9	645,006	123,401	521,605		
	事務主任	1,075	43.0	393,229	47,719	345,510	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間） 同 上	
	大 学 卒	585	39.3	383,857	48,603	335,254		
	短 大 卒	159	46.4	373,388	41,755	331,633		
	高 校 卒	330	47.5	416,399	48,828	367,571		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	1,113	42.8	462,498	82,240	380,258		
	大 学 卒	578	40.2	460,442	86,688	373,754		
	短 大 卒	112	45.5	431,487	67,815	363,672		
	高 校 卒	385	45.2	458,193	70,895	387,298		
	中 学 卒	38	50.9	571,564	132,736	438,828		
事務係員	4,629	38.7	316,652	32,605	284,047			
大 学 卒	2,401	35.9	327,394	36,038	291,356			
短 大 卒	686	42.8	305,735	27,681	278,054			
高 校 卒	1,528	41.5	303,144	28,913	274,231			
中 学 卒	14	48.2	295,603	30,910	264,693			
技術係員	4,283	37.1	362,120	62,222	299,898			
大 学 卒	2,121	33.6	363,691	67,140	296,551			
短 大 卒	485	39.5	361,236	57,745	303,491			
高 校 卒	1,651	40.3	359,808	57,547	302,261			
中 学 卒	26	49.0	411,558	76,126	335,432			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	28	53.9	788,921	687	788,234	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	
	大 学 卒	14	51.6	846,907	1	846,906		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	13	56.6	769,548	224	769,324		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	24	53.9	724,138	4,077	720,061		構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	15	55.8	776,658	4,504	772,154		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	8	50.7	638,234	3,804	634,430		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	363	52.9	655,821	1,928	653,893	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )	
	大 学 卒	274	52.6	658,470	2,351	656,119		
	短 大 卒	12	54.7	652,264	2,130	650,134		
	高 校 卒	76	53.6	649,530	555	648,975		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 部 長	311	53.3	696,657	1,383	695,274		同 上
	大 学 卒	227	53.2	700,110	1,343	698,767		
	短 大 卒	29	54.0	711,033	0	711,033		
	高 校 卒	54	53.4	675,471	2,315	673,156		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 次 長	136	53.8	659,578	124	659,454	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 - 課 長 間 )	
	大 学 卒	121	53.4	663,159	113	663,046		
	短 大 卒	6	56.2	636,127	401	635,726		
	高 校 卒	9	55.0	641,400	0	641,400		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	36	52.9	642,527	1,134	641,393	同 上	
	大 学 卒	26	52.5	637,228	439	636,789		
短 大 卒	2	50.9	631,451	0	631,451			
高 校 卒	8	54.7	662,069	3,603	658,466			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	918	50.0	572,083	5,854	566,229	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職		
大 学 卒	651	49.3	569,711	6,350	563,361			
短 大 卒	55	51.7	545,761	4,402	541,359			
高 校 卒	210	51.5	583,948	4,769	579,179			
中 学 卒	2	55.1	647,588	116	647,472			
技 術 課 長	876	50.6	598,706	7,829	590,877	同 上		
大 学 卒	560	49.7	595,982	5,798	590,184			
短 大 卒	77	52.5	615,405	6,991	608,414			
高 校 卒	239	51.9	599,212	12,824	586,388			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

## (令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	412	49.3	520,799	45,563	475,236	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	313	48.5	530,050	49,068	480,982	
	短 大 卒	41	51.4	465,035	27,842	437,193	
	高 校 卒	58	51.7	511,715	39,738	471,977	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	416	50.0	568,457	42,791	525,666	
	大 学 卒	303	48.8	569,877	37,661	532,216	
	短 大 卒	39	55.1	581,528	69,023	512,505	
	高 校 卒	72	52.7	547,361	48,622	498,739	
	中 学 卒	2	54.6	734,335	149,709	584,626	
	事務係長	920	45.4	460,758	62,313	398,445	
	大 学 卒	580	43.4	450,985	62,922	388,063	
	短 大 卒	89	49.8	438,189	57,727	380,462	
	高 校 卒	250	49.3	496,233	61,751	434,482	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	1,012	44.6	531,629	101,722	429,907	
	大 学 卒	548	42.4	528,358	107,568	420,790	
	短 大 卒	90	48.0	509,088	82,665	426,423	
	高 校 卒	355	48.3	537,084	92,287	444,797	
	中 学 卒	19	52.9	645,006	123,401	521,605	
	事務主任	680	43.5	419,164	54,973	364,191	
	大 学 卒	371	39.2	396,574	53,952	342,622	
	短 大 卒	92	47.1	402,383	49,566	352,817	
	高 校 卒	216	49.2	461,868	58,637	403,231	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	799	43.1	490,741	91,500	399,241	
	大 学 卒	406	40.0	488,770	98,208	390,562	
	短 大 卒	74	45.5	456,375	73,000	383,375	
	高 校 卒	283	46.2	485,921	76,056	409,865	
	中 学 卒	36	51.0	578,681	136,379	442,302	
事務係員	2,757	38.8	332,808	35,351	297,457		
大 学 卒	1,481	36.2	340,793	38,841	301,952		
短 大 卒	382	43.7	322,507	28,840	293,667		
高 校 卒	886	41.6	322,238	31,592	290,646		
中 学 卒	8	48.1	296,539	27,252	269,287		
技術係員	3,088	37.2	372,184	66,508	305,676		
大 学 卒	1,477	33.0	373,773	72,703	301,070		
短 大 卒	308	39.5	376,381	65,216	311,165		
高 校 卒	1,277	40.8	368,967	60,180	308,787		
中 学 卒	26	49.0	411,558	76,126	335,432		

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和 4 年 4 月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	9	52.5	594,852	7,645	587,207	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
大学卒	7	53.7	585,852	10,709	575,143	
短大卒	2	49.4	617,306	0	617,306	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	3	49.1	602,627	0	602,627	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
大学卒	2	46.9	583,375	0	583,375	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	*	*	*	*	*	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	185	52.2	576,164	2,535	573,629	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
大学卒	146	51.6	582,433	2,415	580,018	
短大卒	10	52.6	528,223	7,247	520,976	
高校卒	29	54.9	561,057	1,696	559,361	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	64	51.9	577,318	1,102	576,216	同 上
大学卒	40	52.0	598,472	0	598,472	
短大卒	8	49.0	531,152	6,727	524,425	
高校卒	16	52.9	545,098	1,560	543,538	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	66	51.1	543,947	14,995	528,952	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長-課長間)
大学卒	48	50.7	567,024	19,255	547,769	
短大卒	5	51.3	499,823	0	499,823	
高校卒	13	52.2	492,586	7,687	484,899	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	37	50.0	537,097	8,752	528,345	同 上
大学卒	24	50.7	533,169	0	533,169	
短大卒	2	46.7	473,752	5,667	468,085	
高校卒	11	49.1	547,626	22,326	525,300	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	400	48.3	473,187	10,831	462,356	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職
大学卒	278	47.7	476,458	11,147	465,311	
短大卒	48	49.8	460,483	3,583	456,900	
高校卒	74	49.8	469,303	13,733	455,570	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	221	49.2	484,901	11,035	473,866	同 上
大学卒	129	48.7	492,779	3,815	488,964	
短大卒	22	51.2	493,791	23,162	470,629	
高校卒	70	49.6	470,451	19,427	451,024	
中学卒	-	-	-	-	-	



## (令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	176	45.9	431,713	22,072	409,641	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	116	44.9	440,148	17,843	422,305	
	短 大 卒	23	50.1	429,576	20,255	409,321	
	高 校 卒	37	45.9	410,833	34,248	376,585	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	82	46.3	440,224	48,199	392,025	
	大 学 卒	45	45.6	450,077	23,707	426,370	
	短 大 卒	12	49.2	464,814	15,736	449,078	
	高 校 卒	25	46.4	421,649	87,250	334,399	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	413	43.8	392,166	50,206	341,960	
	大 学 卒	280	42.6	399,191	51,000	348,191	
	短 大 卒	50	47.6	370,034	43,452	326,582	
	高 校 卒	83	45.4	382,077	51,380	330,697	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	252	45.8	433,333	75,132	358,201	
	大 学 卒	143	44.7	436,852	69,158	367,694	
	短 大 卒	38	47.8	435,405	79,130	356,275	
	高 校 卒	71	46.7	425,954	84,423	341,531	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	338	42.3	359,503	37,508	321,995	
	大 学 卒	187	39.3	369,558	39,246	330,312	
	短 大 卒	50	45.9	339,646	34,639	305,007	
	高 校 卒	91	45.4	353,947	36,223	317,724	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	248	41.3	375,681	53,192	322,489	
	大 学 卒	143	40.2	375,451	51,918	323,533	
短 大 卒	24	45.2	381,933	56,728	325,205		
高 校 卒	79	42.1	375,870	55,989	319,881		
中 学 卒	2	48.3	312,305	0	312,305		
事務係員	1,587	38.0	282,301	28,023	254,278		
大 学 卒	824	35.1	291,902	29,754	262,148		
短 大 卒	245	41.4	277,173	26,976	250,197		
高 校 卒	515	40.9	269,874	25,735	244,139		
中 学 卒	3	46.0	308,929	53,450	255,479		
技術係員	966	36.9	316,069	42,724	273,345		
大 学 卒	530	36.5	323,862	44,376	279,486		
短 大 卒	130	40.1	323,225	37,100	286,125		
高 校 卒	306	36.2	298,983	42,226	256,757		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	26	52.8	534,478	15,067	519,411	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	11	53.8	576,545	0	576,545	
短 大 卒	3	49.5	470,908	0	470,908	
高 校 卒 中 学 卒	12	52.9	516,332	30,901	485,431	
技 術 部 長	21	53.5	514,345	8,934	505,411	同 上
大 学 卒	8	48.7	555,574	5,403	550,171	
短 大 卒	2	63.4	428,205	14,185	414,020	
高 校 卒 中 学 卒	11	54.8	504,197	10,264	493,933	
事 務 部 次 長	11	51.8	544,232	12,620	531,612	上 記 部 長 に 事 故 等 の ある と き の 職 務 代 行 者、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)
大 学 卒	9	50.7	522,067	10,164	511,903	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	2	55.3	613,490	20,293	593,197	
技 術 部 次 長	8	48.5	502,020	22,216	479,804	同 上
大 学 卒	6	46.2	495,446	8,962	486,484	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	2	53.5	516,634	51,685	464,949	
事 務 課 長	35	49.7	429,349	7,268	422,081	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職
大 学 卒	17	48.1	437,289	9,357	427,932	
短 大 卒	2	45.9	446,185	0	446,185	
高 校 卒 中 学 卒	16	52.1	417,907	6,442	411,465	
技 術 課 長	53	50.7	476,804	25,592	451,212	同 上
大 学 卒	27	49.3	495,589	12,022	483,567	
短 大 卒	5	55.6	488,822	12,753	476,069	
高 校 卒 中 学 卒	21	51.0	448,650	47,214	401,436	
	-	-	-	-	-	

## (令和4年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	3	48.6	398,965	56,397	342,568	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	3	48.6	398,965	56,397	342,568	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	7	46.3	441,029	71,913	369,116	
	大 学 卒	4	48.2	497,177	76,146	421,031	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	44.4	385,548	67,730	317,818	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	70	45.1	405,308	58,333	346,975	
	大 学 卒	39	42.6	394,312	49,521	344,791	
	短大卒	2	50.3	354,574	56,302	298,272	
	高 校 卒	26	47.4	411,075	65,060	346,015	
	中 学 卒	3	52.3	529,128	112,221	416,907	
	技術係長	69	47.1	409,101	67,688	341,413	
	大 学 卒	32	45.0	411,416	57,849	353,567	
	短大卒	9	49.9	419,810	69,656	350,154	
	高 校 卒	28	48.4	404,053	76,771	327,282	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	57	41.8	314,647	29,651	284,996	
	大 学 卒	27	40.2	319,648	41,513	278,135	
	短大卒	7	43.7	323,525	15,431	308,094	
	高 校 卒	23	42.8	306,722	22,047	284,675	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	66	43.1	359,677	50,321	309,356	
	大 学 卒	29	42.8	364,235	48,449	315,786	
	短大卒	14	45.4	362,466	54,340	308,126	
	高 校 卒	23	41.8	351,991	49,978	302,013	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係員	285	41.1	273,949	18,186	255,763		
大 学 卒	96	38.2	295,506	18,771	276,735		
短大卒	59	40.6	268,552	19,545	249,007		
高 校 卒	127	43.1	261,908	17,147	244,761		
中 学 卒	3	50.8	279,114	21,069	258,045		
技術係員	229	35.5	284,020	28,289	255,731		
大 学 卒	114	32.8	302,467	38,267	264,200		
短大卒	47	37.5	265,887	18,333	247,554		
高 校 卒	68	38.7	265,555	18,389	247,166		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*		
	守衛	24	58.0	348,957	2,932		346,025
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	21	55.8	640,809	0	640,809	2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	18	49.7	522,938	38,017	484,921	構成員3人以上の室(係) の長
	主任研究員	20	44.2	436,038	24,889	411,149	下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	研究員	69	36.5	317,189	30,701	286,488	
	研究補助員	*	*	*	*	*	

## (令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
		人	歳	円	円	円			
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	10	61.1	752,035	0	752,035			
	大学教授	55	57.2	646,809	0	646,809			
	大学准教授	50	48.3	538,569	0	538,569			
	大学講師	23	43.5	492,117	0	492,117			
	大学助教	18	41.8	417,032	0	417,032			
	高等学校校長	3	66.8	498,551	0	498,551			
	高等学校教頭	8	57.9	481,489	0	481,489			
	高等学校教諭	88	41.7	394,334	13,643	380,691			
	海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない 総トン数20トン以上の 船舶の乗組員	
一等航海士・機関士			-	-	-	-			
二等航海士・機関士			-	-	-	-			
三等航海士・機関士			-	-	-	-			
運航士			-	-	-	-			
甲板長・操機長			-	-	-	-			
甲板手・操機手			-	-	-	-			
甲板員・機関員		-	-	-	-				
近 海		船長・機関長	-	-	-	-	-		北緯63度から南緯11度 の間及び東経94度から 175度の間を航行 区域とする総トン数20 トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
		甲板長・操機長	-	-	-	-	-		
		甲板手・操機手	-	-	-	-	-		
甲板員・機関員		-	-	-	-	-			
沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	-	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域 とする総トン数5トン以 上の船舶の乗組員		
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-			
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-			
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-			
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-			
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-			
甲板員・機関員	-	-	-	-	-				

その3 再雇用者  
企業規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	*	*	*	*	*	その1の1企業規模計の備考欄参照
	60歳	*	*	*	*	*	
	事務・技術部長	42	62.0	593,514	16,744	576,770	
	60歳	13	-	605,017	4,805	600,212	
	事務・技術部次長	8	62.4	613,495	389	613,106	
	60歳	-	-	-	-	-	
	事務・技術課長	44	62.7	450,696	27,626	423,070	
	60歳	8	-	420,296	17,916	402,380	
	事務・技術課長代理	84	63.0	306,142	2,003	304,139	
	60歳	14	-	300,430	430	300,000	
	事務・技術係長	27	62.0	298,909	16,639	282,270	
	60歳	7	-	280,371	10,519	269,852	
	事務・技術主任	29	62.0	329,627	10,028	319,599	
	60歳	9	-	301,477	6,613	294,864	
事務・技術係員	938	62.2	265,614	14,129	251,485		
60歳	236	-	270,522	16,558	253,964		

(参考) 県職員(行政職)と民間従業員の職務の対応

行政職給料表	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)		
9級			
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)
7級			
6級	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長代理 中間職(課長-係長間)
3級			
2級	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)
1級			
	係員	係員	係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

学歴・企業規模		項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
静岡県	大学卒	計	55.6	(33.1)	(66.9)	—	44.4
		500人以上	91.7	(42.5)	(57.5)	—	8.3
		100人以上 500人未満	38.1	(24.5)	(75.5)	—	61.9
		50人以上 100人未満	17.3	(22.6)	(77.4)	—	82.7
	高校卒	計	46.5	(37.8)	(62.2)	—	53.5
		500人以上	71.5	(44.4)	(55.6)	—	28.5
		100人以上 500人未満	33.7	(42.2)	(57.8)	—	66.3
		50人以上 100人未満	21.5	—	(100.0)	—	78.5
全国	大学卒	計	50.8	(32.9)	(66.3)	(0.7)	49.2
		500人以上	88.7	(38.3)	(61.3)	(0.4)	11.3
		100人以上 500人未満	55.4	(32.8)	(66.5)	(0.8)	44.6
		50人以上 100人未満	25.8	(24.7)	(74.2)	(1.2)	74.2
	高校卒	計	28.7	(38.6)	(61.1)	(0.4)	71.3
		500人以上	52.4	(44.5)	(54.8)	(0.8)	47.6
		100人以上 500人未満	30.3	(38.1)	(61.6)	(0.3)	69.7
		50人以上 100人未満	15.1	(30.1)	(69.9)	—	84.9

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

	家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	家族手当制度がない
		( )	
静岡県	84.0%	(85.4%)	16.0%
全 国	75.3%	(73.3%)	24.7%

(注) ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その 2 扶養家族の構成別支給月額

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	静 岡 県	全 国
配偶者のみ	11,990 円	13,499 円
配偶者と子 1 人	17,848 円	20,210 円
配偶者と子 2 人	23,398 円	26,483 円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。



第 17 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

	在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
		を支給する	を支給しない	
静岡県	50.6%	(31.3%)	(68.7%)	49.4%
全 国	53.0%	(28.2%)	(71.8%)	47.0%

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その 2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

	検討している	検討していない
静岡県	29.5%	70.5%
全 国	13.9%	86.1%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課長級		部長級(非役員)	
			一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県		規模計	51.0	49.0	42.1	57.9	40.5	59.5
		500人以上	53.8	46.2	37.9	62.1	36.2	63.8
		100人以上 500人未満	46.4	53.6	42.8	57.2	41.2	58.8
		50人以上 100人未満	55.0	45.0	53.0	47.0	51.9	48.1
全国		規模計	54.1	45.9	50.4	49.6	49.1	50.9
		500人以上	53.7	46.3	45.3	54.7	44.0	56.0
		100人以上 500人未満	52.6	47.4	49.1	50.9	48.0	52.0
		50人以上 100人未満	56.7	43.3	54.8	45.2	53.5	46.5

第 19 表 民間における定年制の状況

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60 歳	61 歳以上	
		静岡県	99.2	
全 国	99.1	80.7	18.4	0.9

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 20 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

		給与減額あり		給与減額なし
		60 歳で減額		
静岡県	課長級	54.0	48.1	46.0
	非管理職	59.8	52.7	40.2
全 国	課長級	46.7	28.8	53.3
	非管理職	42.6	26.2	57.4

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 21 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 21 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

(令和 4 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

	課長級	非管理職
静岡県	63.4	69.3
全 国	77.4	77.4

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 令和4年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を365日/12÷30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）により算出した全国の標準生計費（令和4年4月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 22 表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 4 年 4 月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	33,089	41,941	53,718	65,485	77,261
	31,111	39,433	50,505	61,569	72,641
	(31,020)	(39,320)	(50,360)	(61,390)	(72,430)
住居関係費	34,959	62,004	49,477	36,951	24,424
	54,915	97,399	77,722	58,045	38,367
	(44,710)	(79,300)	(63,280)	(47,260)	(31,240)
被服・履物費	5,322	3,671	5,745	7,818	9,892
	4,023	2,775	4,343	5,910	7,478
	(5,780)	(3,990)	(6,240)	(8,490)	(10,740)
雑費 I	18,277	30,050	43,208	56,365	69,512
	14,559	23,937	34,418	44,900	55,372
	(22,620)	(37,190)	(53,470)	(69,760)	(86,030)
雑費 II	20,773	38,393	45,633	52,862	60,102
	16,518	30,529	36,286	42,034	47,791
	(10,350)	(19,130)	(22,740)	(26,340)	(29,950)
合計	112,420	176,059	197,781	219,481	241,191
	121,126	194,073	203,274	212,458	221,649
	(114,480)	(178,930)	(196,090)	(213,240)	(230,390)

(注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段( )内は全国の金額である。

2 勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第23表 家計指標の推移

項 目		年 月		令和 3年				
		4月	5月	6月	7月	8月		
静岡市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.41	3.35	3.50	3.41	3.39	
		うち平均有業人員 (人)	1.69	1.72	1.93	1.88	1.94	
		実 収 入 (円)	517,743	459,975	866,508	628,780	528,654	
		消費 支出	金 額 (円)	365,645	292,708	269,513	262,914	283,580
			前年同月比(名目) (%)	13.8	3.6	9.6	△ 30.2	△ 16.2
	全世帯	平均世帯人員 (人)	3.10	3.06	3.14	3.08	3.10	
		うち平均有業人員 (人)	1.34	1.34	1.46	1.42	1.46	
		消費 支出	金 額 (円)	309,095	278,699	252,700	251,594	245,734
		前年同月比(名目) (%)	12.6	15.7	4.3	△ 23.1	△ 18.9	
		浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.65	3.62	3.56	3.65
うち平均有業人員 (人)	1.77			1.87	1.93	1.88	1.96	
実 収 入 (円)	592,239			501,702	966,658	875,862	600,706	
消費 支出	金 額 (円)			269,895	329,678	300,740	385,608	414,474
	前年同月比(名目) (%)			△ 36.3	19.6	△ 18.6	51.7	66.8
全世帯	平均世帯人員 (人)		3.23	3.17	3.03	3.08	3.21	
	うち平均有業人員 (人)		1.48	1.47	1.44	1.44	1.50	
	消費 支出		金 額 (円)	257,403	280,639	257,692	316,809	325,420
	前年同月比(名目) (%)		△ 20.0	14.6	△ 15.1	22.4	15.6	
	全国		勤労者世帯	金 額 (円)	338,638	317,681	281,173	302,774
前年同月比(名目) (%)		11.5		13.1	△ 5.8	4.9	△ 3.4	
前年同月比(実質) (%)		13.0		14.1	△ 5.2	5.3	△ 2.9	
全世帯		消費 支出	金 額 (円)	301,043	281,063	260,285	267,710	266,638
		前年同月比(名目) (%)	12.4	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5	

(注) 総務省統計局の家計調査による。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 4 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.44	3.34	3.35	3.32	3.20	3.24	3.27	3.47	3.38
2.04	2.04	1.95	1.80	1.77	1.78	1.69	1.80	1.83
492,153	561,629	500,916	1,246,397	521,577	530,530	484,821	502,274	435,150
326,720	343,404	302,549	399,440	379,201	312,119	391,683	370,347	292,460
△ 6.3	3.5	△ 7.4	9.3	△ 2.5	6.7	△ 1.7	1.3	△ 0.1
3.10	2.99	3.02	2.99	2.80	2.83	2.86	2.95	2.90
1.51	1.46	1.41	1.35	1.26	1.29	1.31	1.38	1.38
270,011	315,823	287,287	384,091	305,543	271,245	325,588	336,518	275,322
△ 19.8	4.7	△ 2.5	20.6	△ 1.3	3.5	△ 2.8	8.9	△ 1.2
3.65	3.52	3.53	3.59	3.49	3.57	3.54	3.60	3.61
1.91	1.88	1.92	1.88	1.91	1.85	1.89	2.04	1.99
567,776	576,738	516,218	1,353,423	500,044	591,061	461,702	535,068	480,388
343,842	308,649	323,900	429,465	288,864	266,754	376,731	342,897	432,015
19.1	2.3	37.3	38.7	7.3	11.3	2.1	27.0	31.0
3.15	3.15	3.14	3.28	3.23	3.22	3.21	3.17	3.21
1.47	1.47	1.51	1.48	1.51	1.45	1.46	1.55	1.52
321,558	306,343	292,695	388,764	316,296	250,825	321,983	294,720	393,743
14.6	14.2	29.7	38.2	25.2	14.0	10.6	14.5	40.3
295,779	312,658	304,207	344,135	314,358	285,289	343,686	344,126	314,979
△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6	△ 0.9
△ 3.0	0.0	△ 1.1	2.2	5.0	0.5	△ 1.6	△ 1.4	△ 3.7
265,306	281,996	277,029	317,206	287,801	257,887	307,261	304,510	287,687
△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2	2.4

# 4 労働経済関係資料

## 第24表 労働経済指標

項目				年 月	令和 3年 4月	5月	6月	7月	8月
賃金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	283,652	277,581	280,400	282,652	278,867
				前年同月比 (%)	1.4	5.2	3.1	4.2	2.4
			うち 所定内給与	金 額 (円)	258,124	255,013	257,437	258,214	255,757
				前年同月比 (%)	0.7	3.2	1.3	2.5	1.5
			一般労働者	金 額 (円)	308,150	302,957	304,191	306,200	303,680
				前年同月比 (%)※	1.0	2.5	0.7	1.8	0.7
		うち 所定外給与	金 額 (円)	25,528	22,568	22,963	24,438	23,110	
			前年同月比 (%)※	9.5	33.7	29.3	25.4	12.4	
		一般労働者	金 額 (円)	32,993	28,733	29,282	31,268	29,361	
			前年同月比 (%)※	9.5	32.0	28.5	23.3	10.2	
		全国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	300,317	294,857	297,175	297,740	295,048
				前年同月比 (%)	1.6	2.6	2.1	1.7	1.3
	うち 所定内給与		金 額 (円)	275,920	272,097	274,365	274,013	271,923	
			前年同月比 (%)	1.1	1.4	0.8	0.7	0.7	
	一般労働者		金 額 (円)	331,496	327,471	329,681	329,711	328,170	
			前年同月比 (%)	0.4	0.9	0.6	0.7	0.7	
うち 所定外給与	金 額 (円)	24,397	22,760	22,810	23,727	23,125			
	前年同月比 (%)	7.3	22.5	22.0	15.9	9.1			
一般労働者	金 額 (円)	31,284	29,107	29,224	30,449	29,657			
	前年同月比 (%)	7.1	22.9	22.6	16.3	9.6			
物 価	消費者物価 指数 (総務省統計局) (令和2年=100)	静岡県	前年同月比 (%)	△ 1.8	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.2	
		浜松市	前年同月比 (%)	△ 0.5	△ 0.1	0.1	0.2	△ 0.2	
		全 国	前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	
	国内企業物価指数 (日本銀行)(令和2年=100)		前年同月比 (%)	3.5	4.8	4.9	5.6	5.6	
(厚生労働省・毎月勤労 統計調査) 労働時間	全産業	静岡県	総実労働時間数(時間)	151.8	137.1	146.9	149.0	136.0	
			うち所定外労働時間数(時間)	11.9	10.3	10.6	11.4	10.7	
	全国	総実労働時間数(時間)	150.4	136.0	146.9	146.9	135.8		
		うち所定外労働時間数(時間)	12.1	11.1	11.4	11.9	10.9		
雇 用・その他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.04	1.07	1.12	1.17	1.19	
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平 均 (%)	2.6				2.2	
		全 国	月 別 (%)	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。  
 2 賃金の前年同月比(%)は、指数(令和2年=100)によるものである。ただし、※欄は実数値比による。  
 3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。



9月	10月	11月	12月	令和 4年 1月	2月	3月	4月	5月
275,545	279,954	281,606	283,491	281,280	280,646	283,332	287,360	281,767
1.1	2.3	1.4	2.8	1.5	1.4	1.4	1.4	1.6
253,827	256,508	257,787	259,211	257,177	256,297	258,545	261,898	258,520
1.3	2.4	1.8	2.8	1.6	1.3	1.5	1.5	1.4
303,771	304,850	305,968	307,158	304,350	304,925	306,910	309,785	305,712
1.3	1.4	1.1	1.7	1.0	0.4	0.4	0.5	0.9
21,718	23,446	23,819	24,280	24,103	24,349	24,787	25,462	23,247
△ 1.3	2.0	△ 3.8	2.1	△ 0.4	3.4	0.6	△ 0.3	3.0
27,913	30,169	30,699	31,150	30,578	31,278	31,755	32,557	29,454
△ 2.4	0.2	△ 5.0	0.6	△ 1.3	2.3	△ 0.8	△ 1.3	2.5
296,347	298,582	298,029	298,585	298,869	299,516	303,969	307,905	301,194
1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.2
273,619	275,136	273,881	273,736	274,671	275,153	278,933	281,865	277,201
0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2	1.9
329,706	331,512	330,287	330,312	329,774	330,323	334,230	337,377	331,567
0.4	0.4	0.6	0.5	0.8	0.9	1.0	1.8	1.2
22,728	23,446	24,148	24,849	24,198	24,363	25,036	26,040	23,993
7.5	4.3	4.9	7.4	5.2	6.3	5.7	6.7	5.4
29,173	30,132	31,104	31,956	30,745	31,070	31,826	33,115	30,399
7.6	4.4	4.7	7.6	3.9	4.8	4.4	5.9	4.4
△ 0.5	△ 0.6	0.0	0.3	0.1	0.7	1.1	2.4	2.4
0.3	0.7	1.1	1.3	0.7	1.0	1.7	2.6	2.5
0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5
6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	9.9	9.3
141.5	146.0	148.8	147.6	137.6	141.4	143.3	152.5	138.2
10.2	10.9	11.2	11.5	12.1	12.4	12.2	12.5	11.6
141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0	137.6
11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9	11.7
1.19	1.16	1.14	1.14	1.18	1.21	1.24	1.27	1.28
1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24
		2.3			2.1		2.5	
2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6

## 5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額を基に給与水準を比較したラスパイレス指数は、令和3年4月1日現在、本県は、第25表のとおり102.2で全国第1位となっている。しかしながら、第26表のとおり、諸手当を加えた平均給与月額においては全国第8位にある。

第25表 ラスパイレス指数の全国順位

(総務省 令和3年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数
1	静岡県	42.7	102.2
2	愛知県	41.5	102.1
3	神奈川県	43.1	101.6
4	三重県	44.3	101.4
5	埼玉県	42.0	101.0
6	大阪府	42.1	100.9
参考	国	43.0	100.0

(注) ラスパイレス指数は、次ページの説明を参照

第26表 平均給与月額による全国順位

(総務省 令和3年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	41.9	397,436円
2	神奈川県	43.1	387,585円
3	兵庫県	43.7	381,559円
4	愛知県	41.5	378,006円
5	大阪府	42.1	376,508円
⋮	⋮	⋮	⋮
8	静岡県	42.7	370,306円
参考	国	43.0	407,153円

第27表 平均給与月額の状況

(総務省 令和3年地方公務員給与実態調査結果)

団体	静岡県	国
平均年齢	42.7歳	43.0歳
平均給与月額	370,306円	407,153円
平均給料月額	332,600円	325,827円
諸手当	37,706円	81,326円
地域手当	13,500円	43,601円
その他手当	24,206円	37,725円

(注) 1 平均給与月額とは、給料月額と月ごとに支払われる地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。

2 諸手当のうち地域手当は、東京都の特別区の20%を最大に、地域によって支給率が異なり(20~0%)、本県は県内については一律3.7%を支給している。

3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる(所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)

(ラスパイレス指数の課題)

ラスパイレス指数は、地方公共団体における学歴、経験年数区別の平均給料月額を算定し、各区分に該当する国の職員数を乗じて得た総和を、国の実俸給総額で除して得た指数である。したがって、国と地方の学歴別、経験年数別職員構成の違いや、人材登用の考え方などにより、ラスパイレス指数は影響を受けるものである。

学歴別 経験年数	国家公務員			地方公務員			
	職員数 a	平均俸給月額 b	総額 a×b	平均給料月額 c	総額 a×c	職員数 d	総額 c×d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数  $4,030 / 4,000 \times 100 = 100.75$

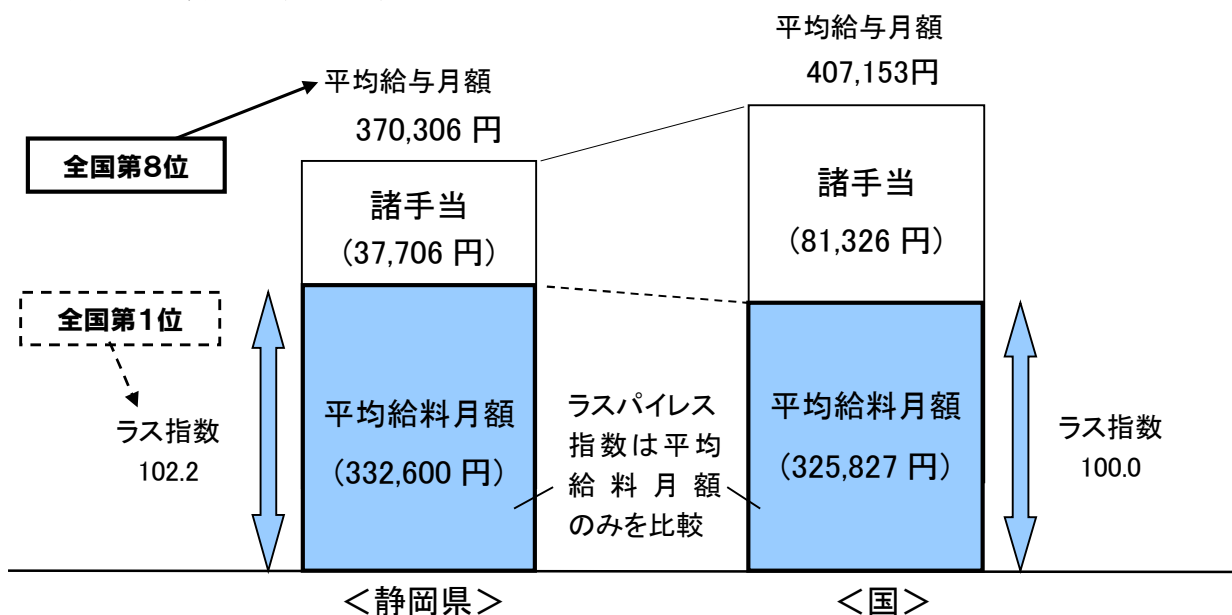
実際の支給総額

このほか、次のような事項が課題として挙げられる。

- ・地方公共団体は全職員を対象としているが、国は事務次官や局長などの指定職を外して比較している。
- ・基本給のみの比較であり、地域手当や国の本府省業務調整手当など毎月支給される諸手当は含まれていない。

このようなことから、国や他の地方公共団体の職員との給与水準の比較を行う場合は、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を含めた平均給与月額によって比較することも必要である。

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



## 6 人事院勧告の概要

令和4年8月8日

### 【給与勧告の骨子】

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

#### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

#### ○ 民間給与との較差 921円(0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

#### ○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

##### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

### 〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

### 〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他の取組

### (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

### (2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

## 4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

### 【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中で職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

### 【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

## 【公務員人事管理に関する報告の骨子】

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

### 1 人材の確保

#### 【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

#### 【対応】

##### (1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

##### (2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

### 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### 【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

#### 【対応】

##### (1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

##### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

### 3 勤務環境の整備

#### 【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

##### (3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

##### (4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

##### (5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討